

飲酒運転 厳しい行政処分と罰則が！

～12月は飲酒運転根絶強調月間です～

- ◆ 運転するなら **酒を飲まない**
- ◆ 酒を飲んだら **運転しない**
- ◆ 運転する人に **酒をすすめない**
- ◆ 酒を飲んだ人に **運転させない**

飲酒運転、絶対に四(し)ない！



2023年12月1日から、安全運転管理者等による「アルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認」が義務化されます。



運転者

違反種別		行政処分	罰則
酒酔い運転		免許取消し (欠格期間3年) 35点	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25mg/ℓ以上	免許取消し (欠格期間2年) 25点	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	0.15mg/ℓ以上	免許停止(90日)	
	0.25mg/ℓ未満	13点	

※mg/ℓ…呼気1ℓ中のアルコール濃度

車両及び酒類を提供した人や同乗者

周辺者の態様	運転者の違反種別	行政処分	罰則
車両等提供者	酒酔い運転	免許取消しや 停止処分の対象	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
	酒気帯び運転		3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
酒類提供者 車両同乗者	酒酔い運転	免許取消しや 停止処分の対象	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	酒気帯び運転		2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金

電動キックボードや自転車も飲酒運転禁止です！

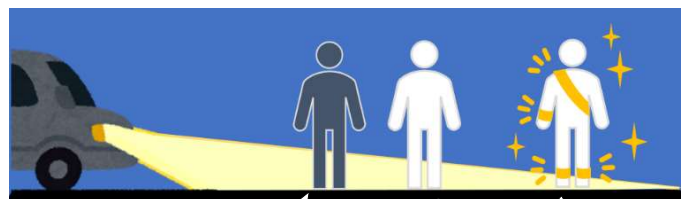
電動キックボードや自転車は、道路交通法上「車両」です。



※道路交通法 §65「何人も酒気帯びで『車両等』を運転してはならない」

反射材を利用しよう！

夜間、車から歩行者が見える距離です。自転車利用者も利用しよう！



ヘッドライト
下向き

黒っぽい服装
約 26m

明るい服装
約 38m

反射材利用
57m以上